

浜田市選挙管理委員会告示第18号

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に関する規程及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 11 日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡本 正博

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

（浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正）

第 1 条 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成 17 年浜田市選挙管理委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 6 号その 2（別紙）中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

（浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正）

第 2 条 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成 20 年浜田市選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号及び様式第 5 号（別紙）中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。